

全員協議会会議録

1	開 会	1
2	あいさつ	1
3	議 題	1
	(1) 報告事項について	1
	① 令和2年度職員採用について	1
	② 矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例の一部改正について	2
	③ 台風19号の災害の状況等について	3
	④ 市道路線の新規認定について	13
	⑤ 事故報告について	15
	⑥ 公共下水道事業等の公営企業会計移行に伴う関係例規の整備について	16
4	その他	17
5	閉 会	17

○ 出席者

【 議員 16 人 】

- ① 石 塚 政 行
- ② 掛 下 法 示
- ③ 神 谷 靖
- ④ 中 里 理 香
- ⑤ 高 瀬 由 子
- ⑥ 櫻 井 惠 二
- ⑦ 藤 田 欽 哉
- ⑧ 佐 貫 薫
- ⑨ 伊 藤 幹 夫
- ⑩ 関 由紀夫
- ⑪ 小 林 勇 治
- ⑫ 和 田 安 司
- ⑬ 宮 本 妙 子
- ⑭ 石 井 侑 男
- ⑮ 中 村 久 信
- ⑯ 今 井 勝 巳

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市 長
- ② 副市長
- ③ 教育長
- ④ 総合政策部長
- ⑤ 総合政策課参事兼総合政策課長
- ⑥ 秘書広報課長
- ⑦ 総務部長兼総務課長
- ⑧ 税務課長
- ⑨ 健康福祉部長兼社会福祉課長
- ⑩ 高齢対策課長
- ⑪ 子ども課長
- ⑫ 健康福祉部参事兼健康増進課長
- ⑬ 市民生活部長兼くらし安全環境課長
- ⑭ 市民課長
- ⑮ 農林課長
- ⑯ 商工観光課長
- ⑰ 経済建設部長兼建設課長
- ⑱ 都市整備課長
- ⑲ 会計管理者兼出納室長
- ⑳ 教育部長兼教育総務課長
- ㉑ 生涯学習課長
- ㉒ 選挙・監査事務局長
- ㉓ 農業委員会事務局長
- ㉔ 上下水道事務所長兼水道課長
- ㉕ 下水道課長
- ㉖ 総務課行政担当主幹

齋 藤 淳一郎
横 塚 順 一
村 上 雅 之
三堂地 陽 一
室 井 隆 朗
高 橋 弘 一
塚 原 延 欣
星 野 朝 子
石 崎 五百子
沼 野 晋 一
田 城 博 子
細 川 智 弘
小野寺 良 夫
柳 田 恭 子
和 田 理 男
村 上 治 良
津久井 保
柳 田 豊
永 井 進 一
小 瀧 新 平
山 口 武
森 田 昭 一
大谷津 敏美智
河 野 和 博
齋 藤 正 樹
佐 藤 賢 一

【 欠席説明員 】

なし

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 薄 井 勉
- ② 副主幹 黒 崎 真 史
- ③ 主査 水 沼 宏 朗

1 開 会

○議長（石井侑男） 全員協議会を開会いたします。 (10:00)

2 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日の議題につきましては、「令和2年度職員採用について」など6件でございます。これらの件につきましては、所管の部課長から御説明いたしますので、よろしく御協議くださるようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

3 議 題

(1) 報告事項について

① 令和2年度職員採用について

○議長 説明を求めます。

○総務課長（塚原延欣） 資料をごらんください。

令和2年度職員採用試験につきましては、6月の全員協議会において、本年度の退職予定者が9名に対し、1名少ない8名を採用したいという旨を御説明させていただいたところでございます。

予定どおり採用試験を終えまして、10月29日に合格者を発表したところで

あります。その合格者については、一般事務が4名、保健師が1名の計5名となりました。そのため、2次募集を実施することとしました。採用者については3名を考えております。採用の内訳としては、資料中の表にありますが、行政、建築土木、障がいのある方、それぞれ1名程度としております。いずれも、人物重視、面接重視という観点から、面接と適性検査のみといたします。

採用試験のスケジュールといたしましては、資料上段の部分に申し込み関係の日程を、下段に試験の日程を記載しております。最終合格発表は2月初旬を予定しております。なお、周知につきましては、12月1日号の市の広報紙と市のホームページに掲載して周知してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

② 矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例の一部改正について

○議長 報告を求めます。

○社会福祉課長（石崎五百子） 資料はございません。

城の湯やすらぎの里につきましては、観光施設の設置等によりまして、市内外からの利用者がふえておりますことから、その利用者の方々にもわかりやすく、また、利用しやすくするため所要の整備を行うものでございます。

主な改正といたしまして、キャンプ場につきましては当初、4月～10月の夏場の利用を想定しておりましたが、昨今のキャンプブームによりまして11月～3月の冬季期間の御利用が数多くありました。この利用実態に合わせまし

て、キャンプ場を通年利用に改正したいと思います。

また、バーベキュー炉につきましても大変人気があることから、他の城の湯やすらぎの里の施設と、利用しやすいように利用時間等を合わせるなどの改正をしたいと考えております。

本改正案は12月議会に提出いたしますので、何とぞ慎重御審議いただきますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

③ 台風19号の災害の状況等について

○議長 報告を求めます。

○くらし安全環境課長(小野寺良夫) 資料をごらんください。

10月12日から13日にかけてまして本市付近を通過しました台風19号の被害の状況につきましては、去る10月17日の全員協議会において、10月15日17時時点の被害の概要について御報告しておりましたが、被害状況がおおむねまとまりましたので、11月8日17時時点の状況について改めて報告いたします。

資料の1頁から3頁の「救助案件」までにつきましては、おおむね前回御報告しましたとおりとなっております。

3頁、被害報告について御説明いたします。人的被害につきましては、前

回報告と同様、軽症者が 10 名でございます。住家等被害は前回よりふえまして、半壊が 7 棟でございますが、床上浸水の申告に基づきまして現地調査をした結果、半壊と判定したものでございます。そのほか、屋根等の一部損壊が 7 棟、床下浸水が 39 棟となっております。

また、住家以外では全壊 1 棟、一部損壊 1 棟、床上浸水 13 棟、床下浸水 29 棟でございます。

4 頁をごらんください。公共施設の被害は文化会館と矢板公民館でございます。

以下から 5 頁にかけては、道路冠水・溢水、倒木、通行どめについてですが、これにつきましては記載のとおりでございます。

5 頁、現時点で通行どめになっております路線は、矢板運動公園内道路、市道上太田・立足 1 号線、下太田地内の認定外道路 2 路線の計 4 路線でございます。

河川の状況につきましては、県管理の 1 級河川、中川と内川の状況です。いずれも、県で応急仮工事が終了してございます。

市管理の準用河川・認定外水路につきましては、準用河川の新堀川と認定外水路を合わせまして 35 カ所となっております。

6 頁をごらんください。市道・認定外道路の状況につきましては、富田アンダーの道路排水施設を含めまして、144 カ所の法面・路肩崩壊等となっております。

農道、水路等の状況につきましては、農道等の補修と用水堰被害として 136 カ所となっております。

農地法面の被害については、258カ所となっております。

農業被害のうち、農作物については記載のとおりとなっておりますが、被害額は約1億900万円でございます。大きなものとしましては、水稲、イチゴ、トマト、シイタケとなっております。また、農業施設につきましては、被害額が約4,850万円でございます。

林道については、25路線中3路線が現時点で通行どめになっております。

次に、災害復旧費について御説明いたします。資料はございません。

まず、被災農業者に対しまして農業経営の継続に必要な農薬、肥料、種苗、原木の購入費、農業施設の撤去・再建等の費用に支援する農漁業災害対策特別措置補助事業につきましては、3,384万2千円でございます。

1級河川中川決壊にかかわる7地区の農地復旧と177カ所の法面崩壊にかかわる農地災害復旧事業が2,128万円でございます。

農道、用水堰と67カ所にかかわる農業施設災害復旧事業が1,500万円でございます。

林道10路線にかかわる林業施設災害復旧事業が1,313万1千円です。

市道、認定外道路31カ所にかかわる道路橋梁災害復旧事業が6,232万円でございます。

準用河川の新堀川、認定外水路13カ所にかかわる河川災害復旧事業が2,528万5千円です。

矢板運動公園内の法面にかかわる都市施設災害復旧事業が271万7千円で

ございます。

そのほか、復旧事業といたしまして、城の湯の駐車場の看板修繕を含めました復旧事業にかかる費用は、総額1億7,372万5千円でございます。

この補正予算を10月31日付で専決処分いたしました。この専決につきましては、直近に開催されます議会において議案として提出いたしますので、審議の上、御承認いただきますようお願いをいたします。

そのほかの状況でございますが、罹災証明交付件数は28件ございまして、うち住家件数が19件でございます。消毒、薬剤散布につきましては、薬剤を配布した件数は19件、市の委託業者により散布した件数は3件となっております。

災害廃棄物処理につきまして、御報告申し上げます。瓦れき、流木につきましては、10月20日まで矢板運動公園仮置き場におきまして土砂30トン、流木8トン、瓦れき2トンの計40トンを受け入れております。小型家電につきましては、2トンをくらし安全環境課で受け入れました。可燃ごみ、農業系の稲わら、ビニールハウスのビニール等につきましては、くらし安全環境課が交付いたします無料取り扱い依頼書を持参の上、エコパークしおやにおいて受け入れを現在実施しております。

他市町の応援についてでございますが、那須烏山市へ応急給水を10月16日～20日の5日間、職員1日2名のべ10名を、給水車と派遣してございます。また、栃木市へ被害家屋調査応援といたしまして、10月24日～11月8日の

うち10日間、1日1名のべ10名の職員を派遣しております。

最後となりますが、南那須広域行政事務組合の廃棄物処理施設が被災をしまして、処理機能力が著しく低下したということで、受け入れの要請がございました。10月18日、21日、22日の3日間で一般家庭ごみ68トンを受け入れ処分しております。

以上が台風19号の被害の状況となります。説明は以上です。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

○掛下議員 文化会館についてですが、1階については問題なしということで使える状況になっていると思いますので、種々行事等で比較的使用があるかと思うので、地下の配電盤は仮設工事で接続だけやれば比較的短時間でいけるのではないかと思いますので、御検討のほどを。

なお、本格工事につきましては、できれば配電盤の取り付けのところが水害になっているので、地上高2mくらいのところに外付けでできれば、そういう被害は、今度は起きないかと思いますので、そのようにやられたらいかがでしょうか。

○議長 要望ということでよろしいでしょうか。

○掛下議員 質問です。

仮設工事でやるということについてはどうでしょうか。

○生涯学習課長（山口武） 現在、文化会館につきましては、復旧に向けた金額や工法等を精査中でございます。仮設の可能性については検討させていただきますが、今のところ復旧に向けた工程ということで精査中でございます。

○掛下議員 では、よろしく願いいたします。

次に、2つ目の質問です。全国的に中小河川の氾濫が非常に出ております。

これらは市発行のハザードマップ、全国的にですが、これに載っていないということを結構聞きましたので、矢板市においてもハザードマップに載っていないところが氾濫したのではないかと思いますので、その状況の説明と、あわせて今後そういったものについて追加等をしてはいかかでしょうか。

○くらし安全環境課長 矢板市のハザードマップにつきましては、現在のものは平成29年3月に策定したものでございます。今回被害のあった中川、内川等につきましてはハザードマップに掲載されてございません。ハザードマップの改訂について、現在作業しておりますので、年度内には作成できるのかなと思っております。

○掛下議員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

もう一つ、被害金額は約1億円ということで説明がありましたが、この激甚対策ということで国からの補助も出るとは思いますが、その辺の絡みで、補助を含めた形でどうなるのか、教えていただきたいと思っております。

○くらし安全環境課長 先ほど説明いたしました農業関係ですが、それにつきましては激甚災害の適用を受けるということで、現在、補助対象になるものにつきましては手続きを進めているものでございます。

○議長 ほかにございませんか。

○伊藤議員 文化会館、公民館について、復旧のおおよそのめどはどのくらいでしょうか。また、浸水による被害金額等について御説明いただきたいと思っております。

○生涯学習課長 文化会館につきましては、皆さん御承知のとおり地下室にございます電気設備、それと空調設備が被害に遭いまして使用が不可能でございます。今現在、それら施設の被害額、工期等を含めまして精査中でございます。

○伊藤議員 激甚災害に指定されたということで、3分の2が国から補助されると思いますが、実際そのほかに市としては、3分の1を起債するような形になるのでしょうか。

○生涯学習課長 これにつきましては、激甚指定を受けまして、その後、特定地方公共団体の指定を受けた段階で、ということになってまいりますけれども、こちらは社会教育施設災害復旧補助金につきましては3分の2が国で支出いただけると。市の負担は3分の1でございます、これにつきましては災害復旧の事業債を充てることも可能ですし、また、公共施設の被災ということで災害共済金も見込めるということでございます。

○議長 ほかにございますか。

○藤田議員 農業被害についてですが、こちらの表にありますのは農地の被害だと思うんですが、農業生産物等の、例えば貯蔵米が水に濡れてしまったなどの話を伺っております。農業生産と申しますか、被害額というのは市としては把握しているのかお答えいただきたいと思っております。

○農林課長（和田理男） 農業生産物への被害ということかと思いますが、先ほど小野寺課長より、生産物関係で約1億で施設関係で約5千万円という数字があったかと思っております。この1億というものは、生産物が受けた被害額というふうにお受けとめいただければと思っております。

農業生産物への被害につきましては、国・県の所定の算出方法に基づきまして、記載された面積に応じ収穫量が想定され、その収穫量に応じた金額を算出した結果、約1億円という数字が計上されるということでございます。

○議長 ほかにございますか。

○中村議員 情報の伝達と収集という面でお尋ねさせていただきます。

50年に1回とか100年に1回と言われるものが、このところ頻繁に来る、

自然災害の少ない栃木県もこういう災害に見舞われたということで、今後頻繁にこういうことが起きる可能性は当然に捨てきれないと思っております。

そういう中で、備えという面で、情報の伝達・収集の面に限って、現在では当然ながら警報等が出れば防災行政無線等を通じたり、メールで配信されたり、また、巡回等もあるかと思いますが、組織的に、例えば自治会の組織または自主防災組織があるところはそれを活用することで、直接全員に情報が渡ること、「避難勧告が出ています。」などが確実に伝わることも考えていかなければならないと思っております。

また、被害状況の情報の収集についても、個人・団体から申告のあったものの以外でも、行政としての情報収集というものを速やかに行うという観点から、自治体または自主防災組織等を活用して行っていくということも今後考えていかなければならないと思っておりますので、その辺りに関して市のお考えがあればお聞きしたいと思います。

○くらし安全環境課長 議員がおっしゃるとおり、防災行政無線、防災メールで、また、ホームページに掲載しております。特定の区域につきましては、区長、民生委員、消防団の方々に広報活動を行っていただきました。

被害状況の収集でございますが、今回、地区を回っている区長さんがたくさんいらっしゃいましたが、当然動いていない区長さんもいらっしゃいます。こういった災害が起きたとき、やはり区長さんをお願いするというのが一般的なのではないかと思っております。本人が申し出をしていただけるんですが、やはりいったんは区長さんがまとめていただいて行政区の中でどんな被害があるのかということも把握できますし、市のほうでもはっきり把握できますので、これからはそういった形をとっていきたいと思っております。

○中村議員 確認の意味で、行政区長さんの話が出ましたが、区長さんは自治

会の会長が市から委嘱されているというケースが多いと思っていますので、自治会をまとめるには非常にいい立場にある方々だと認識しています。その中で区長は行政機関の一員として委嘱されているわけですが、その任務の中に、災害時における対応として、市から情報が入ったら行政区に伝える、または、行政区内で被害等が出ればその情報を収集して市に伝えなければならないなどといった任務は考えているのかいないのか。後者についてはいないと聞いておりますが、前者については先ほど小野寺課長が言われた一部の行政区長には伝えましたということで、それが確実に責務として、情報等が伝わるようになっているのか否かも含めて確認させてください。

○総務課長 区長会の事務局を総務課で担当していますので、私のほうで答えさせていただきます。

先ほど中村議員がおっしゃったように、情報収集については基本的には区長さんの任務ではないということで、先ほど小野寺課長からもありましたが、率先して区長さんのほうで情報収集などをしていただいているところで、それを今後どうするかというと、やはり区長さんと相談して決めていきたいと思えます。

伝達のほうですが、台風19号の際に避難区域が設定されましたが、それについては関係区長さんをお願いして区長さんも歩いていただき御活躍いただきました。この件につきましても、全部の区長さんに、ということになりますと区長会のほうで役員会を通して相談することになるかと思えます。

○議長 ほかにございますか。

○宮本議員 中村議員の質問に関連して、私は長井に住んでいますが、防災行政無線につきまして、役に立っていないのではないかと、というお話を地域からかなり受けております。これについて今後どのように考えているのか、お

伺いたします。

○くらし安全環境課長 防災行政無線につきましては、御案内のとおり 101 か所市内に設置しておりますが、聞こえない、聞きにくいといった御指摘がたくさんあります。台風時のように雨と風がありますと、聞こえないということもございまして、今年度から予算をとりまして戸別受信機導入に向けて実施設計を行っている段階でございます。防災行政無線を補完するものでございまして、そのほかには、御案内のとおり防災メールの登録を進めておりまして現在 4,500 人ほどの登録者がおります。また、防災行政無線で何を話したのかがわからないときにそれを確認する電話につきましても、皆さんに周知を図っているところでございます。

防災行政無線を補完するというところで検討しておりますので、よろしくお願いたします。

○宮本議員 災害はいつ起きるかわからないということが、今回のことで皆さんかなり認識されたかと思いますが、一刻も早い周知をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長 ほかにございますか。

○和田議員 ただいま指摘がありました、聞こえない防災行政無線につきましては、3年前から補完するものを設置してくださいと。9月の定例会におきまして、その設計に着手したということで報告を受けましたが、着手だけではなくて設置に向けて踏み込んだ早めの措置をお願いしたいと、改めて重ねてお願いしたいと思います。

また、それにあわせまして、危険区域につきましては、双方向のやりとりができるような、現状を確認すると。やはり区長さんにしても消防団にしても、危険な災害のときに安否確認・現状確認は大変リスクを伴うものかと思

っております。設計に当たりましては、その点も考慮してやっていただきたいをお願いをさせていただきます。

○議長 ほかにございますか。

○石塚議員 資料の「道路冠水・溢水」のところですが、ここに載っていない片岡サンユー前の道路が一時通行どめになっております。情報が漏れていると思うので、きちんと発表しておかないと、また同じような災害が起きたときに、同じようなことになって事故になっても困るので、きちんと載せていただきたいと思います。

○議長 要望ということでよろしいですか。

○石塚議員 はい。

○議長 ほかにございますか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

④ 市道路線の新規認定について

○議長 報告を求めます。

○建設課長（津久井保） 資料は認定調書と位置図でございます。まず、位置図をごらんください。

今回の認定路線は、フットボールセンターの南側交差点を起点といたしまして、中央通りまでの区間を認定するものであります。これは、都市計画道路わかば通りの整備に当たりまして、事前に市道認定及び市道区域の決定をするものであります。

次に、認定調書をごらんください。

路線名につきましては、仮称ではございますが、「東町富田1号線」を予定しております。重用延長520mとありますが、これは既にこの路線が東町木幡2号線として市道認定しているものを一時的に重用認定する延長であります。

なお、本線わかば通りが完成した場合には、改めて東町木幡2号線の変更認定を行いまして重用認定区間をはずすこととなります。

また、この東町富田1号線の新規認定につきましては、12月議会に議案として提出することを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

○中村議員 1点確認ですが、この区域の道路については、都市計画道路ということでもかなり昔から計画されていたと思います。途中まで整備されてそのままの状態が長く続いていたわけですが、何らかの課題があって進まなかったと思っておりますが、今回その課題が解決して進められる状態になったという受けとめでよろしいでしょうか。

○都市整備課長（柳田豊） 問題が解決したというよりも、本路線は矢板駅東地区の市街地の骨格を形成する役割を担っている道路で、昭和40年に都市計画設定されました。

現在までに、先ほどの説明のとおり6割以上は整備完了しているんですけど、ことしの4月のとちぎフットボールセンターのオープン以来、交通需要が高まっていることから、将来的な交通ネットワークと沿道の合理的な土地利用を勘案した結果、道路法線と沿道の用途地域の一部を、都市計画変更の手続きを進めているところであります。11月19日の7時から住民説明会を生涯学習館でやる予定になっています。

つきましては、未整備区域に当たる狭隘区間を解消し、通学路の安全性を向上する等、今後の道路整備を円滑に進めるために、今回の市道仮称東町富田1号線の認定を行うものでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長 ほかにございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

⑤ 事故報告について

○議長 報告を求めます。

○建設課長 資料はございません。

事故報告の件数は2件であります。いずれも市道上での道路の陥没、穴ぼこによります車両の破損事故であります。

1件目でございますが、事故発生日時は令和元年10月13日午後5時ごろ、場所は上伊佐野地内にあります。市道上伊佐野平野1号線でありまして、具体的には、第一農場の農村公園西側の市道となります。事故状況といたしましては、矢板方面から北上中に、陥没した穴に乗用車の右前輪を落とし、タイヤホイールを損傷したものでありまして、10月18日に本人から申し出があり、判明したところです。事故発生現場は台風19号により陥没したものと思われま。修繕補修工を実施し、現在、通行には支障のないように対応したところでございます。

2件目ですが、発生日時は令和元年10月20日午後5時30分ごろです。発生場所は市道幸岡鹿島町1号線、土木事務所の交差点から幸岡方面に向かいま

して、高速道路のボックスの手前となります。事故の状況でございますが、矢板から塩谷町方面へ進行中、1件目と同様、陥没した穴に左前輪を落とし、タイヤホイール及び左側面後部ガラスを損傷したものです。事故発生現場は、台風19号による被害調査時には陥没は確認されておりましたが、その後の雨の影響で陥没したものと思われま。事故報告は、10月20日当日、矢板警察署からによるものでありまして、即日修復を実施し通行には支障がないように対応しております。

いずれの事故におきましても、台風19号の大雨の影響が大きかったと考えられますが、道路の安心・安全を確保する上でなお一層の道路パトロール等に努めてまいります。大変申し訳ありませんでした。

なお、今後の対応についてであります。現在、事故当事者と示談交渉中でありま。示談が成立した場合には地方自治法に基づきまして専決処分を行う予定であります。専決処分を行った後には、改めて御報告させていただきます。よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

⑥ 公共下水道事業等の公営企業会計移行に伴う関係例規の整備について

○議長 報告を求めます。

○下水道課長(斎藤正樹) 資料をごらんください。

令和2年4月1日から、公共下水道事業、農業集落排水事業、クリーン矢

板排水事業に地方公営企業法を適用するに当たり、資料に記載の条例について改正するものであります。

主な改正点は、特別会計から企業会計となることに伴いまして、今まで「市長」となっていたところを「下水道事業の管理者の権限を行う市長」に変更するなどの、主に文言の変更でございます。

当該条例の改正につきましては、12月議会に議案として提出いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、矢板市特別会計条例につきましては、予算が伴うことでありますので、地方自治法の定めにより3月議会への議案提出となりますので、あわせてよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

4 その他

○議長 このほか、議員各位及び市当局からほかに何かありませんか。

(なし)

5 閉会

○議長 以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。(10:46)

お疲れさまでした。